

大阪府環境教育等行動計画の概要について

第Ⅰ章 環境教育等をめぐる状況等

1. 環境教育等とは

「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習並びに環境保全に関する協働取組」と定義。

2. 環境教育等の必要性

環境教育等は、環境問題や環境保全に主体的にかかわることができる能力や態度を育成するために重要。

3. 府の環境教育等の取組の経過と国の動き

(府)：平成17年3月「大阪府環境教育等推進方針」(旧方針)を策定
(国)：平成23年6月 改正法「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布 など

4. 府における環境教育等の実施状況

府では、「旧方針」に基づき、6つの柱を立てて、大阪の自然的、文化的、社会的な地域特性を活かした施策を実施。

5. 府における環境教育等の課題等

府における環境教育等の実施状況と課題を踏まえ、今後の環境教育等を進める上で必要な事項について「環境情報の提供」、「連携及び役割分担」、「機会・場の提供」、「協働取組の推進」、「人材の確保とプログラムの整備」ごとに整理。

6. 行動計画の策定について

府の環境教育等の現状を踏まえた課題や法改正の趣旨を踏まえ、「旧方針」を見直すこととし、概ね10年先の将来を見据えた「行動計画」を策定。

第Ⅱ章 基本的な考え方

1. 目指すべき将来像

あらゆる主体の活動・行動のもと持続可能な社会をつくるため、目指すべき将来像を設定

- ◆環境問題に気づき、学習し、主体的な判断ができる人が育つ
- ◆環境問題の解決に向けて自ら進んで取り組む実践的な人や組織が育つ
- ◆環境保全活動の輪が広がり、環境のもたらす恵みを次世代に引き継ぐ

2. 将来像の実現に向けて

多様な主体の連携及び役割分担、協力により、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、子どもからシニア世代を含めた大人までのライフステージに応じた環境教育を推進し、環境保全の意欲を増進。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップを構築。

3. 将来像の実現に向けた基本的な方向性

- あらゆる世代の、多種多様な機会・場所における主体的な環境学習を推進。
- 家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境負荷低減に向けて、主体的・継続的な活動が実践され、取組みが広がるように支援。
- 多様なテーマの事業・活動において、「環境」という要素を意識することで、活動の広がりを促進。

4. 実施主体と主な役割

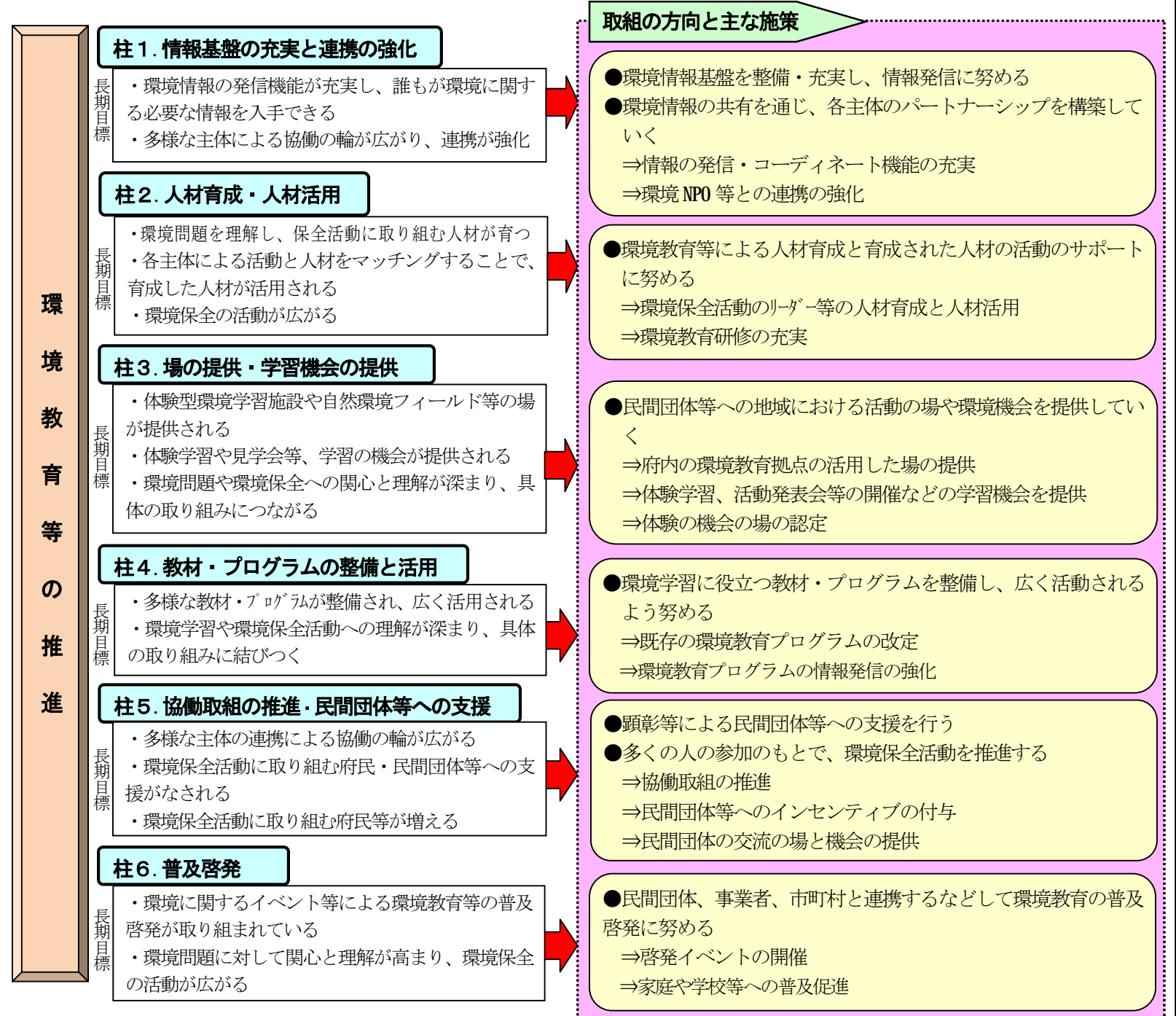
環境教育等の実施主体である「府民」、「民間団体・NGO/NPO」、「事業者」、「学校」、「行政機関」について、それぞれの役割を明記。

第Ⅲ章 推進方策

1. 環境教育等の進め方

環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、府民による「環境保全活動」に取組みが広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進。また、推進にあたっては、6つの柱ごとに長期目標と取組みの方向を設定し、その実現に向けて施策を実施。

2. 環境教育等の推進に向けて



3. 適切な進行管理

環境教育等の施策については、毎年度、点検を行い施策に反映していく。

また、3年から5年を目途に進捗状況や効果を評価し、必要に応じ、今後のあり方を再検討する。

点検・評価の結果については、大阪府環境白書やホームページで公表する。